

掲示文書一覧(市長分)

令和7年12月12日

種別	番号	題　名	主　管　課
告示	606	納税通知書の公示送達について	市民税課
告示	607	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
公告	673	土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧について	土地改良課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 606号
令和 7年12月12日

姫路市長 清元秀泰

納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

2 送達すべき書類

令和7年度（2025年度）市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

令和 7 年度

納税通知書公示送達対象者一覧

No	氏名・名称
1	PHAM HUY THAI
2	DAO THI TUYET
3	PHAM QUOC THANG
4	RIYO ALFINDO RESTIYAN
5	ANTONIUS MARTEN TULONG
6	BAYAN ANJANETTE ALEJO
7	HERNANDEZ LIZA LEAL

姫路市告示第 607号

令和 7年12月12日

姫路市長 清元秀泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市別所町佐土三丁目73番地

小林 新也

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市公告第 673号
令和 7年12月12日

姫路市長 清元秀泰

土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、下記のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に姫路市長に対して審査請求すること及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に姫路市（代表者：姫路市長）を被告としてこの計画の取消しの訴え提起することができる（この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この計画を定めた日の翌日から起算して1年を経過すると計画の取消しの訴え提起できなくなる。）。

なお、審査請求をした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

記

- 1 事業名 農村地域防災減災事業
- 2 地区名 才加大池地区（姫路市香寺町中村）
- 3 縦覧期間 令和7年12月12日から令和8年1月9日まで
- 4 縦覧場所 姫路市農林水産環境局農林水産部土地改良課